

令和 6 年度墨田区地域自立支援協議会 地域生活支援拠点部会 活動報告

1 実施状況

第 1 回 令和 7 年 1 月 2 8 日（火） 10:00～11:30

2 検討事項

(1) 地域生活支援拠点の面的整備について

- 事務局より説明後、意見交換を行った。
- 居住支援のための機能として、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門の人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり について、墨田区の現状を情報共有した。
- 現在、拠点等の機能を担う事業所は、知的障害者（児）を対象とした短期入所施設「すみださんさんるーむ」だが、身体障害、精神障害の方で受け入れ困難な方からも、施設利用の問い合わせが増えている。
- 短期入所施設で日中一時支援の受入れもしているため、利用日時が重複するなど、希望通りの受入れが出来ない場合もある。
- 短期入所に限らず、日中サービス支援型グループホームなど、墨田区内の資源が足りていない。
- 短期入所施設は、他区も含めて資源が足りていない。

〔結論〕

- ◎施設情報や利用方法など、社会資源の見える化が必要である。
- ◎現状の体制では、居住支援のための緊急時対応が十分ではないため、知的・身体・精神障害を問わず、地域における複数の機関が分担して必要な機能を担う「面的整備型」の地域生活支援拠点として整備する必要がある。

(2) 地域生活支援拠点の登録制度について

- 事務局より説明後、意見交換を行った。
- 拠点等の機能強化に係る報酬の加算を算定するには、区が障害福祉サービス事業所を地域生活支援拠点等に位置づけるための登録制度が必要である。
- 国の基本指針では、地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担う拠点コーディネーターを令和 8 年度末までの配置を目標としている。
- 拠点コーディネーターをどこに配置するのが良いか、検討が必要である。
- 登録制度の形をこれから作り、令和 7 年度から運用していく予定だが、墨田区内の資源について、現状では、どういうものが、どれだけあるのかが見える状態になっていない。

〔結論〕

- ◎拠点コーディネーターの設置について検討を要する。
- ◎登録制度の運用は必須である。地域生活支援拠点を面的に整備し、ネットワーク等による効果的な支援体制を構築するには、登録した後で、課題等の検討を要する。
- ◎地域生活支援拠点部会の任期は、令和 7 年 3 月 3 1 日までとなっているが、専門部会としての活動を継続する必要がある。

(3) その他

- 他区の障害児者施設について情報提供があった。